

横浜市立間門小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成26年2月13日
改訂日 平成30年2月22日 改訂日 令和2年3月16日
改訂日 令和3年2月 9日 改訂日 令和4年2月 8日
改訂日 令和5年2月

第1章 いじめ防止に向けた基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点は「国の基本方針」を参照】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立って行うものとする。

2 いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る必要がある。

<学校として>

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ・いじめは絶対に許さないこと、いじめられている子を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。
- ・相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子ども一人ひとりの状況把握に努める。
- ・教職員一人ひとりがつらい思いをしている子どもの気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- ・学校と保護者は子どもの成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

<保護者として>

- ・どの子どもも、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- ・学校と保護者は子どもの成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、またはいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

<子どもとして>

- ・自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、学校の教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談するなどに努める。

第2章 学校いじめ防止対策委員会の設置及び取組

いじめ基本方針の目的を達成するために「学校いじめ防止対策委員会」（以下「間門小さいじめ防止対策委員会」）を設置し、全職員の協働と、関係機関との連携を図る。

1 「間門小さいじめ防止対策委員会」の構成

「間門小さいじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者とする。校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、児童支援専任、特別支援コーディネーター、学年主任。いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、関係児童の担任。但し、迅速に対応するため、管理職に加え、必要最小限のメンバーで構成し、設置することもある。また、校長は必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の参加を求める。

2 「間門小さいじめ防止対策委員会」の運営

「間門小さいじめ防止対策委員会」は常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめを認知した際は、直ちに開催する。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 「間門小さいじめ防止対策委員会」の役割

(1) 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
(道徳の時間も活用していく。)
- ・「間門小さいじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

(2) 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(3) 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検・見直しを行う。

第3章 いじめ防止等に関する取組の具体化

1 いじめの防止

- ・新年度の職員研修で学校経営方針、児童指導方針を全職員で共通理解する。
- ・学校の約束（間門スタンダード）を守るよう常に指導する。
- ・校内重点研究（健康教育）を通して、言語活動の充実を図り、思考力、判断力、表現力の育成

に努める。

- ・どの授業でも、適切な発問や板書をし、わかりやすい授業を心がける。
- ・子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築できるよう、人権教育全体計画、道徳教育全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン等をもとに教育活動を行う。
- ・タッピングプールや水族館を活用した学習など、生命の大切さに触れられるようにする。
- ・高学年における委員会・クラブ活動、各学年における実行委員会、なかよし活動等、あらゆる教育活動で効力感を感じられるようにする。
- ・児童会活動を通じて、子ども主体となって、いじめのない子ども社会を形成するという意識を育む。

2 早期発見

- ・常日頃から子どもたちの様子を観察し、気になる子どもに声をかけたり、言葉や態度についてはその場で指導したりするとともに、内容によっては学年や児童支援専任に相談し、チームで取り組むようにする。
- ・毎月の職員会議において気になる子どもを報告し合って情報を共有し、内容によっては、「間門小さいじめ防止対策委員会」を開き、チームで取り組むようにする。
- ・いじめアンケート（いじめ解決一斉キャンペーンを含む）を実施し、実態の把握、早期発見に努める。個人面談前に子どもとの教育相談も必要に応じて実施する。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して情報モラル教育の推進を図り、子どもの意識の向上及び保護者への啓発に努める。
- ・保護者、地域、放課後キッズクラブ等の学校協力者との連携を密にし、情報の収集に努める。
- ・子どもや保護者に対して、いじめ等があった場合は、担任だけではなく、管理職、児童支援専任、養護教諭、学校カウンセラー、さらに様々な関係機関に相談できることを周知する。

3 いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがある、あるいは認められる情報が入ったときには、一人で対処せず、早急に学年、児童支援専任、管理職に相談し、チームで対応する。「間門小さいじめ防止対策委員会」を開き、情報の共有、対応方針を決定し、記録する。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援は、適切かつ継続的に行う。
- ・全職員で情報を共有し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援をする。
- ・いじめが犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命や身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報するとともに、関係機関、専門機関と連携する。
- ・いじめの問題など学校が抱える課題については、保護者、地域、学校運営協議会等と連携を図り、地域ぐるみで解決や再発防止に努める。

4 いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。しかし、解消している状態にいたった場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめの被害児童・加害児童について日常的に注意深く見守っていく。

5 児童理解のための教職員研修

児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえるため、児童理解研修を計画的に実施する。また、いじめはどの子どもにも起こりうる可能性があり、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童に必要な指導を行うための研修を実施する。

6 学校運営協議会の活用

「学校運営協議会」や「学校・地域連携事業」「地区懇談会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者や地域と共有し、連携・協働して取り組む。また、本牧学園（2中4小）との連携を図る。

7 年間計画

月	取組内容
4	・学校基本方針の確認 ・年間計画作成 ・間門スタンダードの確認 ・児童指導委員会（計画・取組） ・児童の引継ぎ情報の確認 ・児童の実態把握 ・特別支援での教室環境や学習関係での取組の確認 ・S Cの紹介 ・いじめ防止授業（4年）
5	・児童の実態把握 ・家庭訪問 ・学校運営協議会 ・記名式いじめアンケート ・配慮を要する児童の情報共有 ・国際平和スピーチコンテストの取組 ・非行防止教室（6年） ・道徳授業から考える（5年）
6	・児童の実態把握 ・個別指導計画作成 ・サイバー犯罪防止教室（5, 6年） ・Y-Pアセスメント実施①
7	・児童の実態把握 ・いじめアンケート①（予定） ・保護者面談 ・地区懇談会 ・横浜子ども会議（中学校ブロック） ・2中4小学校運営協議会
8	・職員研修
9	・児童の実態把握
10	・児童の実態把握
11	・児童の実態把握 ・学校運営協議会
12	・児童の実態把握 ・人権月間の取組 ・いじめ防止月間の取組 ・いじめ解決一斉キャンペーンの取組（アンケート②・面談） ・Y-Pアセスメント実施②
1	・児童の実態把握 ・学校評価アンケート ・いじめ問題にかかわる点検
2	・児童の実態把握 ・児童指導委員会（振り返り） ・Y-Pアセスメント実施③ ・ピンクシャツデーの取組 ・学校運営協議会。
3	・児童の実態把握 ・立野高校生による万引き防止教室・サイバー犯罪教室 ・新年度への引継ぎ（新学年・中学校） ・取組の振り返り
年間	・いじめ防止対策委員会（月1回・随時）

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」、「いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」とされている。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

また、「児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

2 報告

重大事態に該当すると判断した場合、学校は直ちに教育委員会に報告する。

3 調査・報告

「間門いじめ防止対策委員会」を中心にして、弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者を加え、迅速に対処するとともに、再発防止も視点において「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

4 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。また、いじめを行った児童やその保護者に対して、調査によって明らかになつたいじめの事実関係について説明し、個別に指導する。

第5章 その他

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて年1回以上点検を行い、組織や取組等の見直しを行う。また、必要があると認められる際には、いじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。